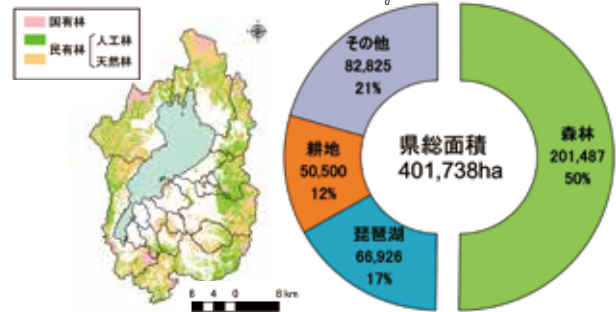


# 滋賀県の森林・林業と木材利用の取組について

## 滋賀県琵琶湖環境部びわ湖材流通推進課

滋賀県は、県土の約5割にあたる約20万haが森林であり、森林の約9割が民有林、民有林の人工林率は約44%となっています。また、伊吹山地、比良山地、鈴鹿山脈などを源とする大小450もの河川が流れこんで、琵琶湖を中心とした流域を形成しています。琵琶湖の水源である滋賀県の森林は、多面的機能の発揮を通じて県民の生活に様々な恩恵をもたらすだけでなく、近畿圏1450万人の生活や産業の発展に欠かすことのできない重要な役割を担っています。加えて、本県は、古代や中世の都への木材供給地であり、国指定の重要文化財（国宝含む）のうち、建造物と彫刻の指定件数が全国第3位であること、東近江市奥永源寺小椋谷は木地師発祥の地とされるなど、木づかいの文化の歴史があります。



【図1 滋賀県の森林の状況】

こうした琵琶湖と人々の暮らしを支えるかけがえのない滋賀の森林を健全な姿で引き継ぐことが求められており、琵琶湖森林づくり条例及び滋賀県県産材の利用の促進に関する条例に基づき策定された琵琶湖森林づくり基本計画に基づき、各種施策を行っています。本県の取組を当計画の基本施策の4つの柱に沿って紹介します。

### 1 多面的機能の持続的発揮に向けた森林づくり

琵琶湖の水を育む水源涵養<sup>かん</sup>や雨水貯留浸透機能等の多面的機能の持続的な発揮を図るため、適切なゾーニングと森林の現状に応じた森林整備等を行うこととしています。

強度に間伐を行い、針葉樹と広葉樹が混交する多面的機能の高い「環境林」へ誘導する

とともに、持続的な森林資源の確保を図るため、「循環林」では、適切な時期に主伐・再造林を行い、次世代の森林づくりを行っています。また、山地災害の復旧や着実な治山施設の整備により災害の未然防止に努めるとともに減災に資する森林整備等を推進しています。

### 2 多様な主体との協働により進める森林・林業・農山村づくり

森林づくりへの県民の理解と積極的な参加を促進し、森林づくりと農山村の活性化を一体的に推進することとしています。

令和元年度からは、森林・林業・農山村を一体的に捉え、魅力的な地域資源を活かしたモノ・サービスを県民の暮らしと結びつけることで、滋賀の豊かな暮らしを実現しようとする「やまの健康」の取組を進めています。特に過

疎化や高齢化等の課題を抱える農山村において、農山村の価値や魅力に焦点をあてた取組を行っている団体や地域住民の活動支援を行うとともに、森林空間を活用したサービス提供のための仕組みづくり等、都市部の多様なニーズに応えられるよう、「都市とやまをつなぐ」メニューの整備や体制づくり、人材育成に取り組んでいます。

### 3 森林資源の循環利用による林業の成長産業化

本県の素材生産量は、平成20年以降、搬出間伐の推進や県森林組合連合会が運営する木材流通センターを核とした流通体制の構築によ

り増加してきましたが、近年は10万m<sup>3</sup>前後で推移しています。森林所有者への利益還元や林業従事者の所得増を目指し、主伐・再造林を

計画的に進め、森林資源の持続的な循環利用に取り組み、林業・木材産業の活性化を推進することとしています。

令和6年度からは、3か年の事業として「新しい林業」モデル構築事業を開始し、令和6年度は主伐・再造林の効率的な作業構築のための森林組合や民間事業者の参加型の実証、架線系のシステム導入のための研修、ドローンでの苗木や獣害資材運搬等の普及のための実証などを行っています。また令和6年6月に県内の8つの森林組合のうち、6つの森林組合が合併し、滋賀県森林組合が誕生しました。組合員所有面積は全国第1位、組合員数は全国第2位というスケールメリットを活かした取組を行うことが期待されており、プランナー業務の連携強化や業務管理改善などに対し支援をしています。

## 4 豊かな森林を未来に引き継ぐ人づくり

林業・木材産業に関わる担い手の確保・育成を図るとともに、あらゆる世代への森林環境学習や木育を推進することとしています。

担い手の確保・育成については、森林・林業に関して安全かつ専門性の高い人材の育成を行うことを目的として、令和元年度に滋賀もりづくりアカデミーを開設しました。新規就業を目指す方向けのコース、林業従事者や森林施業プランナーなどの既就業者向けのコース、市町職員向けの3コースからなります。特に新規就業を目指す方向けのコースは、①林業への転職希望者が主たる対象であること、②前・後期制で6か月の短期集中型であること、③定員6名の少人数制でじっくり講師と研修生が向き合えること、④田舎暮らしを体験できるカリキュラムがあり、農業、大工、森林・山村の3つの中で希望する職業体験を選ぶことができることなどの特徴があります。林業への就業に必要な知識や安全な作業を行うための技術の習得はもちろん、地域での暮らしを体験することで、移住による転職を検討する方にも安心して受講いただ



【写真 滋賀もりづくりアカデミーでの実習風景】

木材利用については、公共建築物に加え、民間非住宅の木造・木質化への取組を強化しています。県産材利用にあたっては、市町の設計担当者や民間事業者、建築士等に木造建築の経験が少ないことや、利用に際し、求める品質や量の確保が難しいことが課題となっており、令和3年度より木造建築セミナーの実施、木造化促進アドバイザーによる助言を行っています。木造建築セミナーの実施は、受講をきっかけとした都市の木造化推進法に基づく建築物木材利用促進協定の締結や、修了生を中心とした非住宅木造推進のための団体の設立の準備といった民間の動きにも繋がっています。公共建築物については、県が新たに整備・改修する公共施設の内装等の木質化率を100%にするという目標を設定し、関係部局との連携を進めています。

ける研修となっています。

次代を担う子どもたちに対する取組としては、平成19年度から県内の小学4年生を対象とした森林環境学習「やまのこ」に取り組んでいます。「やまのこ」は、学校教育の一環として実施しており、県内全ての小学校を対象とした森林環境学習は、全国で滋賀県だけの取組です。県内9つの森林公園等の施設に専任の指導員を配置しており、教育委員会と連携することで、教育的にみても充実した事業展開としています。

木育については、令和5年に『つなぐ「しが木育」指針』を策定し、子どもから大人まであらゆる世代が、木とふれあい、木に学び、木と生活することにより、暮らしと森と琵琶湖のつながりを理解し、豊かな心を育む取組である「しが木育」を推進するため、イベントの実施や木育製品の貸出、指導者等の養成を行っています。令和7年度には野洲市の県立近江富士花緑公園内に木育拠点施設のオープンを予定しており、本施設での木育の実施はもちろん、本施設から県内へ木育の取組を発信していく予定です。



【図2 木育拠点施設のイメージ図】